

西長沢浄水場更新に係る水処理実験実施要綱

(実施要綱の定義)

第1条 本要綱は、「西長沢浄水場更新に係る水処理実験」(以下「実験」という。)において、神奈川県内広域水道企業団(以下「企業団」という。)が実験を行う者(以下「実験者」という。)を選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(実験の目的)

第2条 実験は、膜ろ過方式による浄水処理プロセスが西長沢浄水場の原水水質に適合し、安全かつ安定的な浄水処理が実現可能なことを前提としたうえで、実験施設処理水質が要求水準を十分満足することができるかを検証するために行うものである。

(実験実施場所)

第3条 実験の実施場所は、西長沢浄水場内(川崎市宮前区潮見台4番地1号)とする。

(実験期間)

第4条 実験期間は、令和4年4月1日から令和6年3月29日までとする。

(実験の範囲)

第5条 実験者が実施する実験の範囲は、次に掲げる各号とする。

- (1) 水処理実験実施計画書の作成
- (2) 実験施設の準備(設計、製作含む)、設置、撤去
- (3) 膜ろ過方式による実験
- (4) 実験結果の整理
- (5) その他実験に必要なもの

(実験者に要求される業務の水準)

第6条 実験者は、次に掲げる各号に基づき水処理実験実施計画書を作成するものとする。

- (1) 企業団が要求する水量・水質を遵守した実験施設の運転管理を行い、安全な水を安定的に製造すること。
- (2) 実験施設の機能に重大な障害が発生した場合等の緊急事態に備え、自らの費用負担により体制を整備するとともに、常にこれに対処できるよう準備すること。
- (3) 水処理実験実施計画書は、実験の目的、実験内容、実験諸元の項目別に作成すること。

(実験者選定のスケジュール)

第7条 実験者の募集及び選定は公募型とし、スケジュールは次の表のとおりとする。

実験の公告及び実施要綱等の交付	令和3年 9月 1日から令和3年 9月10日まで
参加に要する書類の受付	令和3年 9月13日から令和3年 9月22日まで
実施要綱等に関する質問受付	令和3年 9月13日から令和3年 9月22日まで
実施要綱等に関する質問に対する回答	令和3年 9月24日
参加資格審査	令和3年 9月24日から令和3年10月 4日まで
参加辞退届提出期限	令和3年 9月29日
参加資格審査結果の通知	令和3年10月 5日
参加資格がないと認めた理由の説明要求	令和3年10月 6日から令和3年10月 8日まで
参加資格がないと認めた理由の説明要求への回答	令和3年10月12日
水処理実験実施計画書提出期間	令和3年10月 6日から令和3年10月22日まで
水処理実験実施計画書審査期間	令和3年10月18日から令和3年10月29日まで
選定結果の通知	令和3年11月 2日
協定締結	令和3年11月 5日

(実験の募集公告等)

第8条 実験の公告は、企業団ホームページ（以下「ホームページ」という。）において閲覧に供するものとする。

(実験者に関する条件等)

第9条 実験者は、参加資格確認の日において、次の各号すべてを満たす法人とする。ただし、実験者は5者以内とし、応募者が5者を超える場合の選定方法は、西長沢浄水場更新に係る水処理実験者選定基準に定めるところによる。

- (1) 企業団入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 実験を円滑に、かつ安定的に遂行できる財務能力を有することが明らかであり、次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する者

イ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 企業団指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けている者

- (3) 日本国内において、施設能力5,000 m³/日以上「表流水を原水とした膜ろ過施設」の膜処理施設メーカーとしての施工実績（建設段階のものを含む。）がある者。

なお、表流水以外の水が混合している場合には、表流水の割合が6割以上のものを対象とする。

(参加資格を有することの証明)

第10条 実験者は、参加表明書、参加資格審査申請書及び実績を証明する書類の提出によ

り、参加資格を有することを明らかにしなければならない。

(参加資格の取り消し)

第 11 条 参加資格審査の結果公表までの期間に次のいずれかに該当することとなった場合は、参加資格を取り消す。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する者

(2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

(3) 企業団指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者

(実施要綱等の承諾)

第 12 条 実験者は、参加表明書の提出をもって、実施要綱、西長沢浄水場更新に係る水処理実験仕様書及び西長沢浄水場更新に係る水処理実験者選定基準（以下、「実施要綱等」という。）の記載内容を承諾したものとみなす。

(費用負担)

第 13 条 実験に係る費用は、西長沢浄水場更新に係る水処理実験仕様書に定めるところによる。

(使用する言語等)

第 14 条 参加に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円及び時刻は日本標準時とする。

(著作権)

第 15 条 実験者から実施要綱等に基づき提出される書類の著作権は、実験者に帰属する。ただし、企業団は、実験結果を外部に報告する場合、西長沢浄水場更新時の基礎資料として公表する場合及び実験者の承諾を得た場合は、無償で利用することができる。

(企業団からの提示資料の取扱い)

第 16 条 企業団が提示する資料は、実験に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(必要な事項の通知)

第 17 条 実施要綱等に定めるもののほか、参加にあたって必要な事項が生じた場合には、実験者に通知する。

(実施要綱等の交付)

第 18 条 実施要綱等の交付は、次のとおり行う。

(1) 交付日時

令和 3 年 9 月 1 日から令和 3 年 9 月 10 日までとする。

(2) 交付場所

ホームページとする。

(参加に要する書類の提出)

第 19 条 実験者は、実験の参加にあたり、次のとおり書類を提出するものとする。

(1) 提出期間及び時間

令和3年9月13日から令和3年9月22日までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで。

(2) 提出方法

持参もしくは郵送とし、FAX、電子メール等による提出は認めない。

(3) 提出先

神奈川県内広域水道企業団建設部事業計画課

横浜市旭区矢指町1194番地

(4) 提出書類

ア 参加表明書(様式1)

イ 参加資格審査申請書(様式2)

ウ 実績を証明する書類

なお、上記の添付書類のみで参加資格の確認ができない場合には、追加で資料の提出を求めることがある。

(5) 参加表明書を提出した後に参加を行わない場合は、参加辞退届(様式3)を令和3年9月29日午後5時までに、企業団へ持参もしくは郵送により提出すること。

なお、参加を辞退しても、今後、企業団の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

(提出書類の取扱い)

第20条 提出された書類については変更できないものとする。ただし、企業団が修正を認めた場合は可とする。なお、一度提出した書類の返却には一切応じない。

2 実験者から実施要綱等に基づき提出された書類は、第15条の規定による場合を除き、企業団と当該実験者以外の第三者には開示しない。

(実施要綱等に関する質問の受付)

第21条 参加表明書を提出した者から、実施要綱等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 質問の方法

実施要綱等に関する質問書(様式4)に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。これ以外(電話、口頭等)による質問は受け付けない。なお、使用するソフトは、「MicrosoftWord」とする。

(2) 受付期間及び時間

令和3年9月13日から令和3年9月22日までとする。

最終日は午後5時までとする。

(3) 電子メールアドレス

keikaku.ji@kwsa.or.jp

(実施要綱等に関する質問に対する回答の配布)

第 22 条 実施要綱等に関する質問に対する回答書を次のとおり配布する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないとともに、混乱を招くおそれがあると判断した質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

2 回答は、当該実験者が質問したものに限らず、すべての実験者に対し、すべての質問への回答を送付する。

3 回答は、令和 3 年 9 月 2 4 日午前 1 1 時、電子メールにて配布する。なお、使用するソフトは、「MicrosoftWord」とする。

(参加資格の審査)

第 23 条 企業団は、参加表明書、参加資格審査申請書及び実績を証明する書類により、実験者の備えるべき参加資格要件を満たしていることを審査するものとし、要件を満たさない者は失格とする。

(参加資格審査結果の通知)

第 24 条 参加資格審査の結果については、令和 3 年 1 0 月 5 日に実験者に対し、書面にて通知する。

なお、参加資格がないと判断された者は、令和 3 年 1 0 月 6 日から令和 3 年 1 0 月 8 日までに書面により説明を求めることができる。説明要求に対する回答は、令和 3 年 1 0 月 1 2 日までに当該者に送付する。

(実験者等の禁止行為)

第 25 条 実験者は、参加資格がないと認められた理由の説明要求、実施要綱等に関する質問、その他実施要綱等に定められた手続によるもののほかは、自己の有利になることを目的として、企業団職員及び企業団関係者に働きかけを行ってはならない。これらの行為を行った者については、参加資格を認めず、または参加資格を取り消し、もしくは既に行った実験については無効とする。

(水処理実験実施計画書の提出)

第 26 条 実験者は、次のとおり水処理実験実施計画書を提出するものとする。

(1) 受付期間及び時間

令和 3 年 1 0 月 6 日から令和 3 年 1 0 月 2 2 日までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

(2) 提出方法

持参もしくは郵送とし、F A X、電子メール等による提出は認めない。なお、一度提出した書類の返却、差し替えには一切応じない。ただし、企業団が修正を認めた場合は可とする。

(3) 提出場所

神奈川県内広域水道企業団建設部事業計画課

横浜市旭区矢指町 1 1 9 4 番地

(4) 提出書類等

水処理実験実施計画書については、正 1 部副 5 部及び電子データ（MicrosoftWord または MicrosoftExcel）を格納した CD-ROM を提出する。

(5) 水処理実験実施計画書の作成について

水処理実験実施計画書は、「西長沢浄水場更新に係る水処理実験仕様書」に掲げる内容及び条件を踏まえて作成すること。

水処理実験計画書のサイズは日本産業規格「A 4 判」縦置き横書き左綴じとする。図表等を使用するため「A 3 判」を使用する場合には、折り閉じること。水処理実験実施計画書は、参加資格審査結果の通知に記載されている実験者番号を必ず記入すること。また、ロゴマークの使用を含めて会社名がわかるような記述をしてはならない。水処理実験実施計画書に記載する内容は次のとおりとする。

- ア 実験の目的に関する事項
- イ 実験の内容に関する事項
- ウ 実験の実施体制に関する事項
- エ 実験に必要な面積に関する事項
- オ 実験に必要な水量に関する事項
- カ 実験に必要な電力量に関する事項
- キ 実験に使用する薬品に関する事項

(実験者選定結果の通知)

第 27 条 実験者選定結果については、令和 3 年 1 1 月 2 日に実験者に対し、書面にて通知する。

(企業団からの提示資料)

第 28 条 企業団が提示する資料及び回答書は、実施要綱と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

なお、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出日を過ぎて提出書類を提出した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要綱等に違反すると認められた場合

(水処理実験実施計画書の審査)

第 29 条 企業団は、水処理実験実施計画書が水処理実験仕様書に基づき作成されていることの確認及び審査を行い、実験者を選定するものとする。

(事務局)

第 30 条 実験者の募集及び選定に係る事務局は、神奈川県内広域水道企業団建設部事業計画課とする。

(実験実施に関する事項)

第 31 条 不可抗力その他企業団と実験者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により実験の継続が困難となった場合、企業団と実験者双方は、実験継続の可否について協議

して決定する。

(協定に関する事項)

第 32 条 協定は、企業団の提示資料及び実験者の水処理実験実施計画書に基づき締結するものであり、実験者が遂行すべき実験準備及び運転に関する内容や費用負担等を定める。

(その他)

第 33 条 本要綱に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、企業団と実験者間で協議の上、定めるものとする。

【様式1】

令和 年 月 日

神奈川県内広域水道企業団
企業長 黒川 雅夫 殿

参 加 表 明 書

当社は、令和3年9月1日付で募集公告された「西長沢浄水場更新に係る水処理実験」に参加することを表明します。

会 社 名		
所 在 地		
代 表 者 氏 名	⑩	
担 当 者	氏 名	
	所 属 ・ 役 職	
	電 話 ・ FAX	
	電 子 メール	

【様式2】

令和 年 月 日

神奈川県内広域水道企業団
企業長 黒川 雅夫 殿

参加資格審査申請書

会社名
所在地
代表者氏名

⑩

令和3年9月1日付で募集公告された「西長沢浄水場更新に係る水処理実験」の参加資格について確認願いたく、必要書類を添えて申請します。

また、提出書類の記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

(担当者連絡先)

所属・役職

氏 名

電 話

F A X

電子メール

【様式3】

令和 年 月 日

神奈川県内広域水道企業団
企業長 黒川 雅夫 殿

参 加 辞 退 届

会 社 名
所 在 地
代表者氏名

⑩

令和3年9月1日付で募集公告された「西長沢浄水場更新に係る水処理実験」に参加表明
しましたが、都合により参加を辞退します。

(担当者連絡先)

所属・役職

氏 名

電 話

F A X

電子メール

【様式4】

令和 年 月 日

実施要綱等に関する質問書

会社名 (質問者)	
--------------	--

実施要綱等の 該当箇所	書類の名称	
	ページ	
	項番	
	項目	
質問の内容		

注1) 質問は、簡潔かつ具体的に記入してください。

注2) 質問は、本様式1枚につき1件とする。質問が複数ある場合は、本様式を複写してください。

注3) 本書の提出期間は、電子メールで令和3年9月13日(月)午前9時から22日(水)午後5時までとします。電子メールの宛先は「keikaku.ji@kwsa.or.jp」です。